

# ○石狩西部広域水道企業団低入札価格調査要領

平成18年1月19日 企業長決裁  
平成20年2月28日 一部改正  
平成21年6月30日 一部改正  
平成25年3月1日 一部改正  
令和2年1月17日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、石狩西部広域水道企業団が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事及び委託業務の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を調査（以下「低入札価格調査」という。）のうえ落札者とするとき、又は落札者としないうちの取扱い等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (4) 一般管理費等 工事、設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
- (5) 直接人件費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 特別経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (7) 技術料等経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (8) 諸経費 設計等業務、地質調査業務及び測量業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (9) 直接経費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (10) その他原価 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (11) 直接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (12) 間接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (13) 解析等調査業務費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費

をいう。

- (14) 直接測量費 測量業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (15) 測量調査費 測量業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (16) 工事等担当課長 施設課長をいう。
- (17) プラント工事 電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事のうち、次のア及びイに定めるものを除く工事をいう。
  - ア 建築工事における電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事
  - イ 土木工事における道路の融雪施設に係る工事、道路、公園、ダム及び河川における照明設備に係る工事並びに立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。）の設備に係る工事

（対象工事及び業務）

第3条 低入札価格調査の対象となる工事及び委託業務（以下「工事等」という。）の請負は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額が2億円以上のプラント工事
- (2) プラント工事を除く設計金額が5億円以上の工事
- (3) 石狩西部広域水道企業団工事施行規程（平成4年石狩西部広域水道企業団企業管理規程第21号）第2条第2号の設計等のうち、設計金額が6千万円以上の委託業務

（工事の調査基準価格の算定方法等）

第4条 工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）に、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定めるアからエの額の合計を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「工事の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

- (1) 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合
  - ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額
- (2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。
  - ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

- ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額
- (3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合
- ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合（小数点第2位まで）を工事の調査基準価格率とし、これを当該工事の入札書比較価格に乘じて得た額を調査基準価格とすることができる。
- 3 この要領を適用する工事の設計図書には、第1項の手続の参考とするため、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定める様式により、参考調書を添付するものとする。
- (1) 第1項第1号に係る工事 様式1-1
  - (2) 第1項第2号に係る工事 様式1-2
  - (3) 第1項第3号に係る工事 様式1-3
- 4 この要領を工事に適用するときには、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨及び低入札価格調査の対象となった場合には別表1備考に定める書類を提出しなければならない旨を明示するものとする。

（業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条 第3条に規定する委託業務（以下「業務」という。）の調査基準価格は、業務の入札書比較価格に、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエ（第4号にあってはアからウ）に定める額の合計を当該業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「業務の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、業務の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 建築設計等業務及び設備設計等業務。ただし、次号に掲げる設備設計等業務を除く。
  - ア 直接人件費の額
  - イ 特別経費の額
  - ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額
  - エ 諸経費に10分の7を乗じて得た額
- (2) 土木設計等業務、橋梁設計等業務、並びに、次のアからエによる費目により予定価格を算出する設備設計等業務及び支障物件調査業務

- ア 直接人件費の額
  - イ 直接経費の額
  - ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等に10分の5を乗じて得た額
- (3) 地質調査業務
- ア 直接調査費の額
  - イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額
  - エ 諸経費に10分の5を乗じて得た額
- (4) 測量業務
- ア 直接測量費の額
  - イ 測量調査費の額
  - ウ 諸経費に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合（小数点第2位まで）を業務の調査基準価格率とし、これを当該業務の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。
- 3 第1項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号に定める様式により、工事等担当課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。
- (1) 前項第1号に係る業務区分 様式1-4
  - (2) 前項第2号に係る業務区分 様式1-5
  - (3) 前項第3号に係る業務区分 様式1-6
  - (4) 前項第4号に係る業務区分 様式1-7
  - (5) 積算費目の異なる業務区分が含まれている業務 様式1-8
- 4 前条第4項の規定は、この要領を業務に適用する場合について準用する。

(予定価格調書への記載)

第6条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を工事等又は業務の予定価格で除して得た割合を、分母が100である分数として予定価格調書（様式2）に記載するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札に参加した者に対して、「保留」と宣言するとともに、施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、調査のうえ、後日、落札者を決定する旨を告知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 前条の場合には、入札執行者は、工事等担当課長とともに、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、別表1に定める事項に係る最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

(工事の失格判断基準)

第8条の2 第3条に定める工事においては、別紙1のとおり失格と判断するための基準(以下「失格判断基準」という。)を設ける。

2 前条第1項による調査においては、あらかじめ工事費等内訳書により前項の失格判断基準による調査を行う。

3 前項の失格判断基準による調査の結果、失格と判断する場合は、入札執行者は、別表1に定める調査を経ずに、第9条において作成する書面に失格と判断する旨を記載し、事務局長に報告のうえ、第10条に定める審議に諮るものとする。

(調査結果の報告)

第9条 低入札価格調査を行ったときは、入札執行者は、低入札価格調査の結果及び意見を記載した書面(様式3)を作成し、関係資料を添付して事務局長に報告しなければならない。

(事務局長等による審議)

第10条 事務局長は、入札執行者から前条の報告を受けたときは、工事等担当課長と審議を行い、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するものとする。

2 事務局長は、書面(様式3)において前項の審議の経過を明らかにするものとする。

(落札結果の通知等)

第11条 前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とする場合は、入札執行者は、最低価格入札者に対して、その旨の通知(様式4)をするとともに、その他の入札者に対しては最低価格入札者が落札者となった旨を通知(様式5)するものとする。なお、この場合には、工事等の履行にあたり、第13条に掲げる措置をとるものとする。

2 前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者としない場合は、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条以降と同様の手続を行うものとする。

3 前項により次順位者を落札者とするとき、入札執行者は、最低価格入札者に対しては落札者とし、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知(様式4)をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知(様式5)するものとする。

4 第2項後段の手続の結果、調査基準価格を下回る入札をした次順位者を落札者としな

い場合には、第8条、第10条、前3項及び次項の規定は、「最低価格入札者」を「次順位者」と、「次順位者」を「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用するものとする。また、更に落札者が決定しなかった場合には、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用するものとする。

- 5 前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とし不在の場合で、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。

(契約締結専決権者への報告等)

第12条 入札執行者は、低入札価格調査を行ったときは、落札者の決定後、速やかに当該入札に関する調書(様式7)を作成し、第9条及び第10条により作成した様式3の書面を添付して契約締結専決権者に報告するものとする。

- 2 第10条の審議の結果、調査対象者を落札者とし不在ときは、契約締結報告及び入札調書に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(監督体制の強化等)

第13条 調査対象者を落札者として工事等の契約を締結したときは、当該工事等について別表2に定める措置をとるものとする。

- 2 前項の契約の締結に当たっては、別紙2に掲げる特約条項を契約書に追加するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年4月1日以後に石狩西部広域水道企業団一般競争入札参加資格審査委員会または指名競争入札参加者指名選考委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 改正後の最低制限価格運用要領及び低入札価格調査要領の規定は、この要領の施行の日以後の入札に係る工事から適用し、同日前の入札に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年3月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月17日から施行する。

## 工事の失格判断基準

最低価格入札者の提出する工事費等内訳書に示す各費目の積算内訳の額（以下「最低価格入札者の積算内訳額」という。）のいずれかが、下表に掲げる失格判断基準率を設計金額の積算内訳に示す各費目の額に乗じて得た額（以下「失格判断基準額」という。）に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、失格と判断する。

(失格判断基準率)

区分\費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
一般工事	97%	90%	90%	65%
プラント工事	80%	70%	90%	65%

最低価格入札者の積算内訳額のいずれか < 失格判断基準額 のときは失格と判断する ※

※ 各費目が失格判断基準額を満たしている場合であっても、各費目の合計額が入札価格と一致しない等、工事費等内訳書の計算に誤りがある場合は失格と判断する。

## 別紙 2

### (工事用)

#### 別紙（特約条項）

（施工体制台帳の内容に係る事情聴取の実施）

第〇条 受注者は、施工体制台帳の内容について、発注者から事情聴取を求められたときは、現場代理人若しくは受注者の支店長又は営業所長等がこれに応じなければならない。

（施工計画書の内容に係る事情聴取の実施）

第〇条 受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、発注者からその内容について事情聴取を求められたときは、現場代理人若しくは受注者の支店長又は営業所長等がこれに応じなければならない。

（工事完成後調査の実施）

第〇条 受注者は、発注者が工事完成後に石狩西部広域水道企業団低入札価格調査要領（平成18年1月19日企業長決裁）第13条に基づく調査を行う場合、発注者から別に定める資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約保証金の増額）

第〇条 第4条第2項及び第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

（主任技術者の複数配置）

第〇条 発注者が発注した工事のうち、受注者がこの契約に係る入札における入札書提出期限の日（以下「入札書提出期限日」という。）を含む年度及び過去2年度にしゅん功した工事又は入札書提出期限日において施工中の工事に関して、次の各号のいずれかの要件に該当する場合は、第10条第1項第2号に規定する主任技術者とは別に、主任技術者と同一の資格を満たす技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。

なお、受注者が共同企業体であり、構成員の一が次の各号のいずれかの要件に該当する場合は、その該当する構成員が、第1条第12項の規定にかかわらず、第10条第1項第2号に規定する主任技術者とは別に、主任技術者と同一の資格を満たす技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。

- (1) 北海道、札幌市、小樽市、石狩市又は当別町（これらが経営する地方公営企業を含む。以下「構成団体」という。）から、65点未満の工事成績評定を通知された場合（これに準ずる通知を含む。）
- (2) 品質管理、工期の遅延、安全管理に関し、構成団体から競争入札に係る参加停止措置又は書面による警告を受けた場合



(業務用)

別紙（特約条項）

（業務体制を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取）

第〇条 受託者は、業務体制を確認できる書類を作成し、委託者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、前項の書類の内容について、委託者から事情聴取を求められたときは、主任技術者等がこれに応じなければならない。

（業務計画を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取）

第〇条 受託者は、仕様書に基づく業務計画を確認できる書類を作成し、委託者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、前項の書類の内容について、委託者から事情聴取を求められたときは、主任技術者等がこれに応じなければならない。

別表 1

対象	調査事項等
工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事費等内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、機器費（プラント工事の場合のみ）の内訳）</li> <li>2 工事費等内訳書調査書（様式8）※提出不要</li> <li>3 その価格により入札した理由</li> <li>4 低入札価格調査の対象工事の施工場所付近における手持工事の状況</li> <li>5 低入札価格調査の対象工事に関連する手持工事の状況</li> <li>6 低入札価格調査の対象工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理条件）</li> <li>7 手持資材の状況</li> <li>8 資材購入先及び購入先と入札者との関係</li> <li>9 手持機械等の状況</li> <li>10 労働者の具体的供給見通し</li> <li>11 過去に施工した公共工事の施工状況</li> <li>12 経営内容</li> <li>13 経営状況（保証会社等へ照会）</li> <li>14 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）</li> <li>15 見積書（下請予定業者、納入予定業者等）</li> <li>16 配置予定技術者名簿（様式9）</li> <li>17 下請（予定）業者等一覧表（担当工事内容、会社名、経費内訳、請負金額など）（様式10）</li> <li>18 労務者の確保（計画）（下請会社名、職種、労務単価、員数など）（様式11）</li> <li>19 その他必要な事項</li> </ol>
業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その価格により入札した理由</li> <li>2 現在の手持ちの業務の状況</li> <li>3 技術計算等専門業に外注する場合の状況又は作業計画書</li> <li>4 従事する技術者の状況</li> <li>5 過去に受託した公共事業に係る業務委託状況</li> <li>6 経営状況等（保証会社等へ照会）</li> <li>7 その他必要な事項</li> </ol>

備考 入札執行者は、最低価格入札者に対して、上記の事項を具体的に記載した資料（工事にあつては、工事費等内訳書並びに第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額を記載した書面を含む。）の提出を求めるものとする。

別表 2

対象	監督及び検査体制の強化等にかかる措置
工事	<p>1 施工体制台帳の内容に係る事情聴取  工事等担当課長は、施工体制台帳の内容について、必要に応じて現場代理人若しくは請負人の支店長又は営業所長等から、その内容について事情聴取を行うものとする。</p> <p>2 施工計画書の内容に係る事情聴取  工事等担当課長は、共通仕様書に基づく施工計画書を提出させるに際して、必要に応じて現場代理人若しくは請負人の支店長又は営業所長等から、その内容について事情聴取を行うものとする。</p> <p>3 施工体制台帳、施工計画書及び工事工程表の履行確認  工事の監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳、施工計画書及び工事工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聞くものとする。</p> <p>4 工事品質の確保  工事の監督員は、設計図書に基づく段階確認検査又は立会検査の実施頻度を増加するなどにより、工事品質の確保を図る。</p> <p>5 安全な施工の確保  工事等担当課長は、安全パトロールの実施頻度を増加するなどにより、安全な施工の確保に係る確認を行う。</p> <p>6 適正な元請・下請関係の確保  工事等担当課長は、適正な元請・下請関係の確保に係る次の事項の確認を行う。</p> <p>(1) 下請契約内容の確認  適正な下請契約内容について、低入札価格調査済みの「下請業者一覧表」（様式10-1）及び「下請代金支払状況表」（様式12）に基づき履行していることを確認する。</p> <p>(2) 建設労働者の労務単価の確認  適正な建設労働者の労務単価について、低入札価格調査済みの「労務者の確保」（様式11-1及び様式11-2）に基づき履行していることを確認する。</p> <p>7 検査の実施  検査は、適正な元請・下請関係の確保等について、検査員及び工事等担当課長を含む2名以上により、しゅん功検査を含め3回以上行う。</p> <p>8 工事完成後調査の実施  工事担当課長は、工事完成後においても、「工事完成後調査に係る報告書」（様式13）に基づき第6項各号に定める適正な元請・下請関係の確保についての確認を行う。</p>

業務	<p>1 業務体制を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取</p> <p>工事等担当課長は、受託者より業務体制を確認できる書類の提出を求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じて主任技術者等から、その内容について事情聴取を行うものとする。</p> <p>2 業務計画を確認できる書類の提出及びその内容に係る事情聴取</p> <p>工事等担当課長は、受託者より仕様書に基づく業務計画を確認できる書類の提出を求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じて主任技術者等から、その内容について事情聴取を行うものとする。</p> <p>3 重点的な監督業務の実施</p> <p>業務主任又は業務の監督を行う職員は、仕様書に基づく検査等を実施するに当たっては、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務体制を確認できる書類及び業務工程表の記載内容にそった業務が実施されているかの確認を併せて行うものとし、実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を主任技術者等から詳細に聞くものとする。</p> <p>4 厳格な検査の実施</p> <p>検査は、専門的な検査の場合を除き、原則として工事等担当課長が行うものとする。</p>
----	--